

令和7年五所川原市教育委員会第8回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和7年五所川原市教育委員会第8回定例会会議録

日時：令和7年7月24日（木） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

◎議事日程

- 開会
- 第 1 会議録署名委員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 前回会議録の承認（令和7年第6回定例会、第7回臨時会）
 - 第 4 教育長の報告
 - 第 5 議案第23号 令和7年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の作成及び五所川原市議会への提出について
 - 第 6 その他
- 閉会

◎出席教育長及び委員（4名）

教育長	原	真	紀	
1番	奈	良	陽	子 委員
2番	楠	美	恭	寛 委員
3番	奥	山	彩	香 委員

◎欠席した委員（1名）

4番	笹	山	和	信 委員
----	---	---	---	------

◎説明のため出席した職員（7名）

教育部長	藤	原	弘	明
教育総務課	課長	須	藤	淳也
社会教育課	課長	棟	方	龍峰
スポーツ振興課	課長	村	元	宏禎
学校教育課	課長	蒔	苗	勝久
学校給食センター	所長	葛	西	一
図書館	館長	山	内	淳

◎職務のため出席した職員（2名）

教育総務課	課長補佐	大久保	正	軌
学校教育課	課長補佐	工藤		大

◎傍聴者 なし

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が3名、定足数に達しております。これより令和7年五所川原市教育委員会第8回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名するとありますので、2番楠美委員、3番奥山委員を指名いたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期の決定を議題といたします。今定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決しました。

◎前回会議録の承認（令和7年第6回定例会、第7回臨時会）

○教育長

日程第3、前回会議録の承認について、ご異議がなければ承認したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、前回会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告をいたします。令和7年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の点検及び評価アドバイザー会議についてです。6月27日金曜日に開催しました。アドバイザーとして、五所川原市連合PTA会長の伊藤栄治氏、元中央小学校校長の佐々木瑞信氏、青森職業能力開発短期大学校校長の小堀勝幸氏、以上の3氏に委嘱し、アドバイザー会議を実施しました。令和6年度の事業実施状況、事業評価等について貴重なご意見をいただきました。このことについては、本日の議案にも

なっておりますので、後ほど委員の皆様からもご意見等をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

次に日程第5、議案第23号「令和7年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の作成及び五所川原市議会への提出について」を議題といたします。本件については、6月27日のアドバイザー会議で確認を受けたものを議案として提案しております。それでは教育総務課長から説明願います。

○教育総務課長

(議案第23号について提案事件綴を基に説明した。)

○教育長

これより質疑に入ります。各目標ごとに委員の皆様から質問等をしていただき、担当から回答するという進め方をしていきたいと思えます。なお、評価報告書に記載されていることについて質問していただき、内容に関連する質問については、最後に質問していただければと思えますので、よろしくお願いいたします。それでは、議案第23号別冊の7ページから33ページ「一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実」について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

○奥山委員

9ページの今後の取り組みについてですが、授業デザイン22のポイントGOLD22及び授業改善ルート7の市民への周知方法について教えていただきたいと思えます。

○学校教育課長

五所川原市の授業デザイン22、授業改善ルート7の市民への周知方法についてですが、まず授業デザイン22、それから授業改善ルート7は主体的、対話的に深い学びを実現する授業作りを進展させるために、先生方が日々授業を行う上で大切にすべき指針をまとめたものになっております。各学校に配付する学校教育指導要覧への記載に加え、学校訪問や教職員の研修会等を通じて内容を補足しながら周知しているところでもあります。また、学校訪問によって授業参観時に授業デザイン22と授業改善ルート7を踏まえた指導助言を行っております。これらの取り組みに関してですが、主に教職員に対しての指導助言、共有を目的として作成しているものですので、市民に向けて周知はしておりません。

○教育長

他にございませんか。

○奈良委員

12ページの食に関する指導のところで、評価の（イ）なのですが、作物の生産者と加工業者をゲストティーチャーに招き実施したとありますが、どういった加工業者の方がゲストティーチャーとして子ども達と一緒に勉強したのか知りたいと思います。

○学校給食センター所長

まず生産者は、大豆の生産者で豊心ファームの境谷さんという方です。加工業者さんはその大豆を加工している福土豆腐店の福土さんの2名がゲストティーチャーでした。

○教育長

他にございませんか。

○奈良委員

14ページのスクールカウンセラーにおけるカウンセリングの実施状況です。それぞれ様々な相談内容になっていますが、教師でのその他の内容が少し多いので、例えばどういったものがあるのか聞きたいと思います。

○学校教育課長

教師の相談内容についてですが、基本的に児童生徒とスクールカウンセラーが面談した内容について、主に学級担任とスクールカウンセラーが情報共有したり、あるいは学級担任が児童生徒トラブルなどの相談ごとが発生した場合に相談しているということが主な相談内容になっております。

○教育長

他にございませんか。

○楠美委員

17ページの問題行動の区分についてですが、いじめと生徒間暴力以外は全てその他の人数として数えるものなのかお聞きしたいです。

○学校教育課長

件数が多いいじめと、いじめに繋がる可能性の高い生徒間暴力をピックアップして表示しております。いじめと生徒間暴力以外、表の下方に書いてあるのですが、喫煙、飲酒、万引き、その他の窃盗、家出、深夜徘徊、無断外泊等については、その他としてまとめて表示することとしておりました。

○教育長

他にございませんか。

○奈良委員

19ページの最後の実績のところなのですが、パソコンなどの危機管理やメンテナンスについて、パソコンの修理状況はどう

なっているのか聞きたいです。

○教育総務課長

児童生徒のクロームブックですが、こちらは令和2年度に3,582台購入しており、令和3年度に供用を開始しております。以降、これまでの故障破損の総件数が532件、昨年度のみで188件となっております。故障破損の主な原因は、ヒンジの故障が182件、キー関係の故障が67件となっております。なお、軽微な故障破損につきましては職員やICTサポーターが修繕しておりますが、液晶画面が割れるなど修理不可能なものにつきましては本体を修理部品としてストックしております。こうした故障により使えなくなったものは現在173台、購入台数のパーセンテージでいきますと4.8%となっております。

○教育長

他にございませんか。

○楠美委員

22ページの令和3年度から学用品費が一気に上がったことについての理由をお聞きしたいです。

○学校教育課長

令和2年度までの学用品費の単価は小学校が5,815円、中学校が11,365円となっておりますが、令和3年度から国で定めている要保護児童生徒援助費補助金予算の単価に習って、小学校が11,630円、中学校が22,730円と単価が高くなったため、令和3年度から金額が高くなっているということでございます。

○教育長

他にございませんか。

(委員からの発言なし)

次に34ページから38ページ「2 学校・家庭・地域の連携推進」について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

○楠美委員

37ページの令和6年度のボランティア数の減少理由についてお聞きしたいです。

○社会教育課長

こちらにつきましては、南小学校における登下校の見守りボランティア数の算定方法が変更になったことが要因となっております。令和5年度までは登録ボランティア数に実施した回数に乗じて概算によるボランティア数を報告いたしておりましたが、令和6年度からは実際に御協力いただいたボランティアの皆さんの数を報告いただいていることから少なくなっております。

○教育長

他にございませんか。

○奥山委員

38ページのコミュニティスクールについてです。先行導入した三輪小学校のコミュニティスクール事業の評価で、共通の目的決定までに至っていないということですが、具体的な内容を教えてください。

○教育総務課長

本事業の目的目標でございますが、学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制の構築に向けて、学校課題を関係部署や関係機関と情報共有を図り、開かれた学校運営を行うための連携強化、また学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる地域と共にある学校、こちらが本事業の目的目標でございます。この目的達成の手段として、学校運営協議会を各学校に順次設置する計画としております。学校運営協議会いわゆるコミュニティスクールの設置は目標ではなく、あくまで手段と捉えていただきたいと思います。そうした上で組織的な活動として、コミュニティスクールと地域学校協働本部が共通の目的を持っていただき、学校と地域がパートナーとなって、地域学校協働活動を実施していただくのが目標となっております。三輪小学校の学校運営協議会は、学校運営の基本方針や部活動について協議されており、コミュニティスクールの運営そのものは適切に活動しております。また、地域住民の学習支援や伝統芸能の継承支援も行っておりますので、いわゆる地域学校協働活動も行われていると思っております。人口減少、高齢化といった共通の地域課題、また祭りや清掃活動といった地域活動につきまして、学校が教育活動の一環としてどういった形で行っていくのかなどの議論につきましては、まだこれからと思っております。また、連携先として捉えております地域学校協働本部、こちらの活動内容の充実もまだまだ必要なものと思っております。そうした意味で三輪小学校の学校運営協議会、現在は順調に活動しておりますが、目的目標達成のため、学校運営協議会の協議結果を保護者や地域住民の方々に情報提供して、地域の方々がそれらを踏まえた支援活動を行うといった試みもまだされておられません。また、その先にあります地域との連携、地域と共にある学校作りにおきまして、地域における役割確認、学校の教育活動の一環として何ができるのか確認していくことが必要ということで評価させていただいたということでございます。

○教育長

他にございませんか。

(委員からの発言なし)

次に、39ページから55ページ「3 生涯学習・スポーツの推進」について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

○楠美委員

3つあります。39ページでどの大学も徐々に受講人数が減っています。活動内容を写真やポスターで掲示するのも大切だと思うのですが、活動を直接見てもらうのが1番だと思うので公民館に限らず、他の場所でも発表できる機会があればいいと思います。次に41ページの軽スポーツ体験教室と講習会の違いについて聞きたいと思います。次に53ページの令和6年度の市浦分館の貸出数が極端に減少しています。生徒児童の貸出数が0なので、せめて1人1冊は借りて欲しいと思います。

○社会教育課長

高齢者大学につきましては、受講者数が資料のとおり減少傾向にあることから、市のホームページに事業の内容を掲載するほか、今年度から新受講生募集のチラシを作成してありまして、そちらを当市の地域包括支援課の協力を得て、地域包括支援課が各地区で実施しております介護予防事業の実施時にチラシを配布していただくとともに、高齢者大学の1日体験や見学が自由にできる旨をお伝えしていただいております。

○スポーツ振興課長

体験教室は軽スポーツを参加者に体験させること、講習会は体験した軽スポーツのルール等を詳しく教えることを目的に市民を対象に行っておりましたが、今年度から講習会については、スポーツ推進委員などの資質向上目的に対象を変更して開催することとしております。なお、開催日については体験教室が9月3日、講習会が翌年2月18日に開催を予定しております。

○図書館長

市浦分館の利用者につきましては、市民の利用と合わせまして、市職員の方の利用が多くございました。昨年度はその方の利用が無かったということで、数字が大きく減少しております。なお、生徒児童が本を手にとれるような環境作りということで、小中学校の学校図書館の利用、それから地元の保育園や放課後児童クラブに配本を行っております。昨年度の学校図書館の1年間の貸出者数は市浦小学校で約900冊、市浦中学校で約120冊の利用がありました。またアトム保育園では毎月100冊、年間1,200冊の絵本をご利用いただいたという状況で、図書館としてはより多くの方に本を届けられるように環境作りをしていきたいと思っております。

○教育長

他にございませんか。

○奈良委員

54ページの今後の取組みと課題及び方向性のところですが、司書の方が学校訪問支援を継続して、学校での図書の整理や本の対策をととてもよく行っているのも、ぜひ今後もたくさんの学校でお願いしたいと思っております。やはり先生方より専門の方が、良い本や人気のある本をわかっていると思うので、ぜひ継続して欲しいと思っております。

○図書館長

児童生徒はもちろん教員の皆さんとコミュニケーションを図っていく中で、小学校の国語の授業に単元サポートという形で訪問させていただいたり、新しい活動にも繋がっておりますので、こうした取組みを続けていきたいと思っております。

○教育長

私も現職の時代、いくつかの市や町の学校に行っていましたけれど、やはり他市町にはない素晴らしい取組みだと思っておりましたので、奈良委員のご指摘の点はもっともだと思っておりました。これからもお願いしたいと思っております。他にございませんか。

(委員からの発言なし)

それでは次に、56ページから62ページ「4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承」について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

○楠美委員

59ページの楠美家住宅の指定管理終了後について、どのようなアピールと情報発信を考えているのかお聞きしたいです。次に62ページの文化財ガイドブックについて、今まで小学校5年生に配布していたと思うのですが、5年生に限らず全生徒、例えば中学生にも配布して良いのではないかと思います。

○社会教育課長

楠美家住宅の情報発信につきましては、昨年度までは楠美家住宅の指定管理者を担っておりました七和地区住民協議会の方やその他の地域の団体の方の協力を得まして、地域におけるイベントなどに利用できることを地域住民の方々に周知していただいております。また、今まで楠美家住宅を利用していた地域住民以外の方々、青森市や黒石市の方々もいるのですが、そういった方々に対しましても同様に地域の皆様のご協力をいただきながら、今までどおり施設が利用できるということを周知いただいております。なお、楠美家住宅が狼野長根公園内にあることから、具体的な活用を検討すべく、狼野長根公園の担当課である都市交通課と協力しながら楠美家住宅と狼野長根公園の一体的な活用に関するサウンディング型市場調査ということで、活用方法を民間の方にも意見を伺いながら検討していく形で、今年も市の広報やホームページにそのサウンディングについて掲載している状況になっております。続きまして文化財ガイドブックですが、部数の関係もありまして小学校5年生にだけ、また地理や歴史の勉強が小学校5年生から6年生にかけて始まることもあり、小学校5年生を対象に配布していたのですが、現在は電子版になっておりまして、個別の配布は行っておらず、学校に配布して1人1台端末に組み入れて活用する方法で利用してくださいということで周知しておりましたので、小学校中学校問わず学校の裁量で自由に利用していただきたいと考えております。

○教育長

他にございませんか。

(委員からの発言なし)

ここまで記載されていることについてご質問やご意見をいただきましたが、最後に報告書の内容に関連したご質問やご意見がございましたらお願いします。

○奥山委員

市ホームページに地域クラブチームの情報が掲載されているということで見てもとところすごくわかりやすく、保護者や児童が情報に直接アクセスできるのはすごく良いと思っています。ぜひこういった情報があるということを知童生徒にお知らせして欲しいと思います。

○スポーツ振興課長

当課では8月の夏休み明けに部活動地域移行事業の推進状況について児童生徒や保護者にチラシを配布する予定としており、そのチラシに今回の件についても掲載する予定としております。

○奥山委員

ありがとうございます。続けてになりますが、学校の宿題の出し方の見直しについてです。今、学ぶ方法が多様化する中で、各学校または各学級ごとに宿題の出し方を変えること、またそのことについて教育委員会から各学校へ通知することは可能でしょうか。今後の宿題の出し方の見直しについて考えを教えてください。

○学校教育課長

まず宿題は家庭学習と捉えてよろしいでしょうか。家庭学習は学校の授業で学んだ内容を定着させたり、あるいは自主学習の習慣を身につけたり、学習意欲を高めたりする非常に重要なものであると考えております。宿題を含めた家庭学習の取り組み方については、学校としてある程度指導する必要があると思っております。また、保護者からも時折学校にどのようにしてやればいいのか困っている、というような問い合わせもあるとのこと。よって、学校としてどのように家庭学習に取り組めば良いのかを、まず児童生徒に具体的な学習内容を示して指導する必要があると思っております。特に小学校では、その後の学習習慣に大きく影響することが考えられますので、最初の指導がとても重要になっていると思います。よって、学校では家庭で学習できるように児童生徒の実態や学習内容の定着、その日の学習進度に合わせて、復習や定着を図ることができるよう宿題を出しているということとなっております。なお、学習指導要領の中に家庭との連携を図りながら児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮するという記載があります。実は宿題という言葉はこの中には使われておりません。今お話しした家庭との連携を図りながら児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮するというところを、学校として宿題を出すというように捉えて取り組んでいると思っております。よって、宿題を出す出さないに関しては学校の判断に委ねられております。更に出し方はもちろん見直し等を含めて各学校が児童生徒の実態に応じて取り組んでいることとなりますので、現時点で指導係として宿題について指導するということは考えておりません。しかし、近年、教職員の働き改革、あるいは児童生徒の負担軽減の観点から宿題のあり方について様々な議論がなされており、一部の学校では宿題を廃止したり、内容や量を少なくするという取り組みが行われております。今後各学校が児童生徒の実態や発達段階などを考慮して、より効果的に家庭での学習方法を検討していくという試みがあっても良いかもしれません。ただ先程もお話したとおり、現段階でこちらから学校に指導していくという認識はございません。

○奥山委員

ありがとうございます。もう一つ、学校の担任の先生について、子ども達ひとりひとりに目を向ける際に、一人の担任の先生だけでは指導に向き合ったり状況を把握するのが難しく、様々な対応が必要な子ども達もいますので、今後1クラスずつの少人数学級から兄弟学級やチーム担任制などへ移行していくことがあり得るのか、全ての学校での複数担任制導入に至ることも考え

て良いのか教えてください。

○学校教育課長

現在各学校の教職員の配置人数ですが、例えば公立の小学校の場合は1校あたり6学級に対して8人というように県の教職員配置基準によって定められております。複数担任制などこれらを実施するためには、人数的にそれなりに教員の配置が必要になってくると思っております。現在の教員の配置ですが、複数担任制を実施することを想定したものではありません。また、仮に現在未配置が解消されている状況であったとしても、本来フルタイムの職員がいなければならないところを、授業のみ、あるいは勤務時間に制限がある非常勤講師で補われているケースが多い状況にあります。学校によっては非常に苦しい状況で日々の教員活動を過ごしているということとなっております。本来効果が期待できる複数担任制ですが、現在の状況で仮に導入した場合、逆に教員へ負担を掛けてしまうことになることが危惧されております。もし学校単位で自校の実態を踏まえて出来る体制を整えた場合であれば、学校単位で実施することは可能と思っておりますが、その場合でも保護者への十分な説明と理解を得る必要があると思っております。

○教育長

他にございませんか。

○奥山委員

校内教育支援センターの周知についてですが、教室に入れない子ども達に担任の先生や支援員だけでは足りず、校長先生や教頭先生までもが支援に携わっていることがとても多いように感じています。校内教育支援センターが小学校、中学校にいくつかあると伺っておりますが、現在の周知方法についてお伺いしたいです。

○学校教育課長

教育委員会としては、前期訪問や研修会を通じて各学校に設置や運営のお願いをしております。各学校における校内教育支援センターの周知方法は様々でございますが、多くの場合は登校渋りの初期段階や教室に入りづらさを感じている児童生徒に対して、学級担任から本人、保護者へ個別に情報を伝えているのが現状となっております。本来広く周知できたら良いのですが、そもそも学校には校内教育支援センターを運営するための人員配置がなされておられません。よって、設置している学校では現在の教職員の配置人数で校内教育支援センターを運営しておりますので、学校にかなりの負担が掛かっていると考えられております。このようなことから、設置している学校では対応可能な人数を想定し、登校渋りの初期段階や教室に入りづらさを感じている本人、保護者のみにお知らせしているということになっております。

○奥山委員

ありがとうございます。校内教育支援センターの設置について詳しくないままの質問になってしまうのですが、今のお話の中で現状の教職員の配置人数だと設置できないということで、学校外や地域の人材に担っていただくことはできないのでしょうか。

○学校教育課長

現在でも例えば学校教育支援員というものがございますが、あくまでも教職員が授業あるいは教育活動を行っている中での支援ということで配置しております。校内教育支援センターを設置するとなると、やはり教職員が一人就く必要があるかと思いません。例えば学級で授業中に支援が必要になった児童生徒がいた場合、担任が支援のため教室を離れている間、授業の対応をするということであれば可能かと思うのですが、最初から設置しているものに対して教職員が配置されていないというのは学校としては問題があると思っております。ですので、やはり教職員の配置が必須だと思っております。

○教育長

他にございませんか。

(委員からの発言なし)

それでは質疑を終結いたします。これより採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長

その他としてまず各課から何かありませんか。

○スポーツ振興課長

お手元にチラシを配布しておりますが、こちらの新イベント、五所川原市マリンスフェスティバル2025についてお知らせいたします。近年、海洋レジャーを楽しむ方、特に子どもたちが海で遊ぶ機会が減少しております。自然に恵まれた市浦の地でカヌー、サップ、バナナボート等を体験していただき、海洋レジャーの魅力を今一度体験していただくとともに、海への関心、好奇心を喚起することを目的に8月30日土曜日、日本海側の十三漁港を舞台として同イベントを開催いたします。当日は各種キッチンカーが出店しますので、多くの方々にご来場いただき、市浦の豊かな自然などをご堪能いただきたいと思います。なお、悪天候等で開催できない場合は翌日の31日に延期し、両日とも開催できない場合はイベント自体を中止とします。現在のイベント参加者につきましては、一人500円を参加費としていただきまして、8月1日までの事前申し込みとなっております。今日現在、8家族29名の申し込みがございまして、また、当日会場に来て体験してみたいなどの要望に対しては柔軟に対応していきたいと考えております。

○教育長

このことについて、委員の皆様から何かありませんか。

(委員からの発言なし)

他に各課から何かありませんか。

(各課からの発言なし)

その他として委員の皆様から何かありませんか。

(委員からの発言なし)

以上で本日の日程は全て終了しました。これにて令和7年五所川原市教育委員会第8回定例会を閉会いたします。

午後2時15分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年7月24日

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

五所川原市教育委員会委員 2番 楠 美 恭 寛

五所川原市教育委員会委員 3番 奥 山 彩 香

会議の書記 教育総務課長 須 藤 淳 也